

京都市告示第 4 3 3号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科安朱緯99号線	山科区安朱屋敷町10番地の3地先から同町13番地の5地先まで	メートル 61.70	メートル 6.00 ~ 12.05

(建設局土木管理部道路明示課)